

北九州市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域経済の発展並びに地域のコミュニティの維持及び強化に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化についての基本理念を定めるとともに、商店会、事業者、市、近隣事業者、経済関係団体及び建物所有者等の責務等を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、サービス業その他の商業を営む店舗が集積している地域をいう。
- (2) 商店会 商店街の活性化を目的として事業者が組織する団体をいう。
- (3) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (4) 近隣事業者 商店街の近隣で、大規模な小売店舗その他の店舗において事業を営む者をいう。
- (5) 経済関係団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商店会の連合体その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 建物所有者等 商店街において土地又は建物を所有している者及び事業者土地又は建物を貸し付けている者をいう。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、商店会及び事業者の自助努力並びに商店会、事業者、市、近隣事業者、経済関係団体及び建物所有者等が連携することにより、商店街が地域経済の発展並びに地域のコミュニティの維持及び強化における役割を積極的に果たすことができるよう、推進されなければならない。

(商店会の責務)

第4条 商店会は、商店街を活性化する事業に積極的に取り組むことにより、魅力ある商店街の形成を図り、もって、商店街が地域経済の発展並びに地域のコミュニティの維持及び強化における役割を積極的に果たすことができるよう、努めるものとする。

2 商店会は、その事業及び経理の内容を明らかにするよう努めるものとする。

3 商店会は、商店街内の空き店舗の状況その他商店街の実態を把握するとともに、その組織の基盤を強化するため事業者の商店会への加入の促進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、商店会への加入、後継者の育成並びに創意工夫及び自助努力による経営基盤の強化に努めるものとする。

2 事業者は、光熱水費、アーケードの維持管理の費用その他の商店街を維持管理するための費用を応分に負担するよう努めなければならない。

3 事業者は、商店街の活性化のための事業に対し応分の費用を負担し、及びその事業に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、商店会に対し、商店会が第4条の責務を果たすための情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、事業者に対し、事業者が前条の責務を果たすための情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、国及び県と相互に連携するよう努めるものとする。

(近隣事業者の責務)

第7条 近隣事業者は、商店街の活性化のための事業に協力するよう努めるものとする。

(経済関係団体の責務)

第8条 経済関係団体は、事業者に対する経営の指導、経営に関する情報の収集及び提供並びに事業者との共同事業の実施等に努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第9条 建物所有者等は、事業者の商店会への加入の支援に努めるものとする。

(市民の参加)

第10条 市民は、商店街の活性化のための事業に参加するよう努めることにより、商店街が地域経済の発展並びに地域のコミュニティの維持及び強化における役割を積極的に果たすことができるよう、協力するものとする。

付 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。